

都計法第34条第11号に基づく小山市条例適用範囲図 案

対象大字一覧

扶桑1丁目・扶桑2丁目・扶桑3丁目

大字栗宮・雨ヶ谷・稲葉郷・犬塚・乙女・喜沢・
三拝川岸・千駄塚・塚崎・土塔・西黒田・羽川・

平和・間々田・南飯田・南半田・横倉新田

大字出井（市街化区域境から新4号国道までの区域）

大字田間（市街化区域境から新4号国道までの区域）

大字中久喜（市街化区域境から新4号国道までの区域）

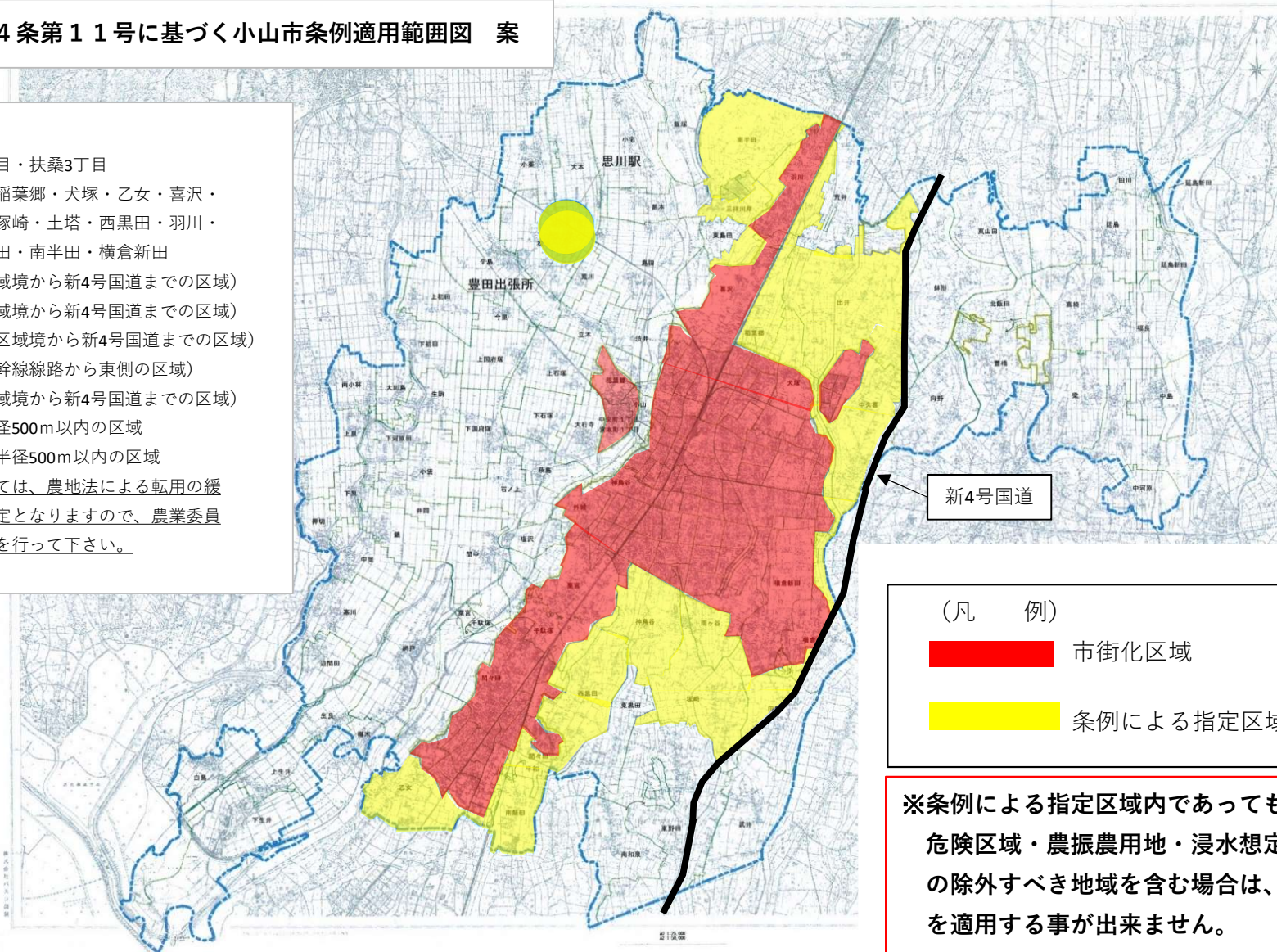
大字神鳥谷（東北新幹線線路から東側の区域）

大字横倉（市街化区域境から新4号国道までの区域）

思川駅改札口より半径500m以内の区域

豊田出張所正門より半径500m以内の区域

※思川駅周辺については、農地法による転用の
緩和に基づく範囲指定となりますので、農業委員
会にて農地の確認を行って下さい。



(凡 例)

市街化区域

条例による指定区域

※条例による指定区域内であっても、災害
危険区域・農振農用地・浸水想定区域等
の除外すべき地域を含む場合は、本条例
を適用する事が出来ません。